

## ★ 平成31年度特別徴収税額決定通知書（電子データ）の取り扱いについて

神戸市では、地方税ポータルシステム eL T A X（エルタックス）で給与支払報告書を提出される際、特別徴収税額通知書（特別徴収義務者用）の受取方法を「電子データ」、「書面」、「電子データ+書面」の3方法から選択してください。

「特別徴収税額通知の受取方法登録」で「電子データ」を選択された場合について、電子署名付電子データで特別徴収税額決定通知書（特別徴収義務者用）を送付しています。電子署名付税額決定通知書は、「正式な通知書」となりますので、書面での特別徴収義務者用通知書の送付は行いません。

また、31年度から「書面」を選択された場合、電子データの送信は行いませんのでご注意ください。

書面及び電子データの両方が必要な場合には、「書面（正本）+電子データ（副本）」を選択してください。（30年度実施しておりましたメールアドレス末尾に「\_copy」を付与する方法は廃止となります）

<平成31年度の特別徴収税額通知書（特別徴収義務者用）の送付方法>

eL T A X「特別徴収税額通知の受取方法登録」での入力内容	税額通知書（特別徴収義務者用）の送付方法	
	書面	電子データ
電子データ（正本）	<b>送付しません</b>	○（正本）
書面（正本）	○（正本）	<b>送信しません</b>
書面（正本）+電子データ（副本）	○（正本）	○（副本）

### ※ 注意事項

- 1 個人用の通知書は受取方法にかかわらず、書面での送付となります。
- 2 電子データには原則マイナンバーを表示します。書面にはマイナンバーを記載しません。
- 3 電子データ（正本）は電子署名付き、電子データ（副本）は電子署名無しで送信します。
- 4 電子データ（正本、副本とも）の送信には通知先メールアドレスの入力が必要です。
- 5 電子データを送信できるのは、来年5月中旬に送付する平成31年度特別徴収税額決定通知書に限ります。年度途中の税額変更通知書等については、全て書面での送付となります。
- 6 eL T A Xの操作方法等については、eL T A Xホームページまたはヘルプデスク（電話：0570-081459）へ問合せください。